

(抄)

基発 0 4 2 8 第 1 号
平成 2 3 年 4 月 2 8 日
改正 基発 1 2 2 2 第 7 号
平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による
被ばく線量に係る指導について

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令により、福島第一原子力発電所において、特にやむを得ない緊急の作業に限って、緊急作業時における被ばく限度を 100mSv から 250mSv へと引き上げ、電離放射線障害防止規則第 1 条の基本原則を踏まえて、平成 23 年 3 月 15 日付け基発 0315 第 7 号の記の第 2 に細部事項を示したところであるが、福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業に従事させた労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による被ばく線量に係る指導について、下記のとおり示すので留意されたい。

記

1 福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業による被ばく線量が 100mSv 以下の労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務への従事については、当該緊急作業に従事した期間を含む 5 年間における当該放射線業務従事者の被ばく線量の総量が 100mSv を超えないようにその低減化を図るよう指導すること。

なお、これは、福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業を含む被ばく線量の総量についての取扱いであり、緊急作業以外の放射線業務のみでの被ばく線量が 1 年間につき 50mSv を超えた場合には法令違反となることについては変更はないこと。

2 福島第一原子力発電所における特にやむを得ない緊急作業による被ばく線量が 100mSv を超えた労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務への従事については、当該緊急作業に従事した期間を含む 5 年間の残りの期間について、それ以上被ばくさせないよう指導すること。

3 (略)